

【令和8年2月20日】火薬類取締法の適用を受けない火工品の指定に伴う告示改正について(気泡発生装置用アクチュエーターほか)

本件の概要

2026年2月20日

法の適用を受けない火工品として指定されている「着衣型エアバッグガス発生器」につきまして、薬量を変更すべく、2025年9月22日に火工品検討WGを開催し、適用除外火工品審査実施要領（内規）（20140206商局第1号）に基づき審査を行ったところ、一定の要件下においてその安全性が確認され、法の適用を受けない火工品の対象として薬量を引き上げても特段の問題が無い旨の評価を得たことから、当該製品について、薬量の変更に伴う告示の改正を行いました。

また、これまで火工品として火薬類取締法の規制を受けていた「気泡発生装置用アクチュエーター」及び「消火用ガス発生器」についても審査を行い、その結果一定の要件下においてその安全性が確認され、火薬類取締法の適用除外の対象としても特段の問題が無い旨の評価を得たことから、当該製品について、火薬類取締法の適用を受けない火工品として指定する告示の改正を行いました。

併せて、現行の告示に規定されている「着衣型エアバッグガス発生器」及び「ヘルメット型エアバッグガス発生器」について、法執行の効率化や一貫性の確保を目的として、規定の包括による整理を行いました。

[火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示の一部を改正する告示（経済産業省告示第九号）（PDF形式：0KB）](#) 

[第11回 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 火薬小委員会 火工品検討ワーキンググループ](#) 

お問い合わせ先

経済産業省 産業保安グループ 鉦山・火薬類監理官付
TEL03-3501-1870

○経済産業省告示第九号
火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第一条の四第七号の規定に基づき、
火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示（平成二十四年経済産業省告示第十四号）の一
部を次の表のように改正する。
令和八年二月十九日
経済産業大臣 赤澤 亮正
（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一〇三十一（略） 三十二 削除	一〇三十一（略） 三十二 自転車用ヘルメット型エアバッグ（圧力容器付きのものに限る。）であつて、次の要件を満たすもの イ 火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・一八八グラム以下であること。 ロ 圧力容器封板開放装置は、電気点火により、圧力容器の封板を開放する構造であること。 ハ 火薬を再度充填することができず、再使用できない構造であること。 ニ 圧力容器封板開放装置の外殻は、防錆性を有する材質であること。 ホ 内部の火薬が容易に取り出せない構造であること。 三十三 自動二輪車用着衣型エアバッグ（圧力容器付きのものに限る。）であつて、次の要件を満たすもの イ 火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。以下このイにおいて同じ。）の量が〇・一八八グラム以下（二の圧力容器封板開放装置を有する自動二輪車用着衣型エアバッグの場合にあつては、当該装置内の火薬の量がそれぞれ〇・三二グラム以下）であること。 ロ 圧力容器封板開放装置は、電気点火により、圧力容器の封板を開放する構造であること。 ハ 火薬を再度充填することができず、再使用できない構造であること。 ニ 圧力容器封板開放装置の外殻は、防錆性を有する材質であること。

三十四～三十六（略） 三十七 着衣型エアバッグガス発生器（圧力容器付きのものに限る。）であつて、次の要件を満たすもの イ 火薬の量が次のいずれかに該当するものであること。 (1) 点火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・五四グラム以下であり、かつ、ガス発生剤（硝酸エステル又は硝酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・〇四グラム以下（ただし、硝酸塩を主とする火薬にあつては一・八三グラム以下）であること。 (2) 火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・六〇六グラム以下であること。 （削る） ロ 電気点火により、圧力容器の封板を開放することによりガスを放出させる構造であること。 ハ 火薬を再度充填することができず、再使用できない構造であること。 ニ・ホ（略） ヘ 販売に当たつては、未使用のエアバッグガス発生器を回収する方法を、その表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示するとともに、当該エアバッグガス発生器に附属する取扱説明書に記載すること。ただし、エアバッグガス発生器を用いる着衣型エアバッグに表示し、及び当該エアバッグに附属する取扱説明書に記載する場合は、この限りでない。 三十八～四十四（略）	ホ 内部の火薬が容易に取り出せない構造であること。 三十四～三十六（略） 三十七 着衣型エアバッグガス発生器（圧力容器付きのものに限る。）であつて、次の要件を満たすもの イ 点火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・五四グラム以下であること。 ロ ガス発生剤の量が、硝酸エステルを主とする火薬にあつては〇・〇四グラム以下であり、かつ、硝酸塩を主とする火薬にあつては一・八三グラム以下であること。 ハ 電気点火により、圧力容器の封板を開放することによりガスを放出させる構造であること。 （新設） ニ・ホ（略） （新設）
---	---

四十五 ヘルメット型エアバッグガス発生器（圧力容器付きのものに限る。）であつて、次の要件を満たすもの

イ（略）

ロ 電気点火により、圧力容器の封板を開放することによりガスを放出させる構造であること。

ハ（略）

ニ 外殻は、防錆性を有する材質であること。

ホ（略）

ヘ 販売に当たっては、未使用のエアバッグガス発生器を回収する方法を、その表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示するとともに、当該エアバッグガス発生器に附属する取扱説明書に記載すること。ただし、エアバッグガス発生器を用いるヘルメット型エアバッグに表示し、及び当該エアバッグに附属する取扱説明書に記載する場合は、この限りでない。

四十六 気泡発生装置用アクチュエーターであつて、次の要件を満たすもの

イ 点火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・一九グラム以下であること。

ロ 電気点火により、ピストン（最大変位が五十ミリメートル以下のものに限る。）を押し出す構造であること。

ハ 火薬を再度充填することができず、再使用できない構造であること。

ニ 本体は、ステンレス鋼その他の合金製であること。

ホ 外殻は、防錆性を有する材質であること。

四十五 着衣型又はヘルメット型エアバッグガス発生器（圧力容器付きのものに限る。）であつて、次の要件を満たすもの

イ（略）

ロ 圧力容器封板開放装置は、電気点火により、圧力容器の封板を開放する構造であること。

ハ（略）

ニ 圧力容器封板開放装置の外殻は、防錆性を有する材質であること。

ホ（略）

ヘ 未使用のエアバッグガス発生器を回収する方法を、その表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示するとともに、当該エアバッグガス発生器に附属する取扱説明書に記載すること。ただし、エアバッグガス発生器を用いる着衣型又はヘルメット型エアバッグに表示し、及び当該エアバッグに附属する取扱説明書に記載する場合は、この限りではない。

（新設）

ヘ 内部の火薬が容易に取り出せない構造であること。

ト 燃焼室は、気密性を有し、爆発及び燃焼により塑性変形しない材質であること。

チ 作動後のピストンは固定され、燃焼室内の残ガスが外部に漏れないものであること。

四十七 発生させたガスを使用して消火を行うガス発生器（摩擦点火によりガスを発生させる構造のものに限る。）であつて、次の要件を満たすもの

イ 点火薬（塩素酸塩を主とする爆薬に限る。）の量が〇・五五グラム以下であること。

ロ ガス発生剤（ガス発生量が一秒につき二千五百六十八立方センチメートル以下及び発熱量が一秒につき二千九百ジュール以下の硝酸塩を主とする火薬に限る。）の量が百五十グラム以下であること。

ハ 火薬及び爆薬を再度充填することができず、再使用できない構造であること。

ニ 外殻は、アルミニウム合金その他の防錆性を有する合金製であること。

ホ 内部の火薬及び爆薬が容易に取り出せない構造であること。

ヘ 未使用のガス発生器を回収する方法を、その表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示するとともに、当該ガス発生器に附属する取扱説明書に記載すること。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和八年二月二十日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行日前に製造され、又は輸入された火工品については、なお従前の例による。

（新設）